

規則等の認証に関する審査基準（留意事項）

宗教法人法（以下「法」という。）に基づく規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に関する審査に当たっては、法の規定の外、特に以下の点に留意して行うものとする。

1 設立に係る規則の認証について

（１）法第２条に規定する宗教団体としての要件を具備するか否かの審査に当たっては、その個々の要件が、宗教団体の特性によって多種多様であり、また、相互に関連することもあることから個々には弁別し難い場合があるので、総合的に判断を行う。

（２）法第２条の宗教団体とは、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体としての実体を有し、社会通念上他の個人又は団体とは区別された独自の活動を行っている団体をいう。

したがって、認証申請に係る団体（以下「当該団体」という。）が宗教団体であるかどうかについては、次の点に留意の上、（１）を踏まえて判断する。

当該団体が法第２条に規定する主目的のための宗教活動を行っているかどうかについて、法第１３条第１号に規定する当該団体が宗教団体であることを証する書類（以下「宗教団体であることを証する書類」という。）として、過去３年間程度の実績の一覧の添付を求め、これを客観的に証明する写真等により確認すること。

信者及びいわゆる宗教教師の存否について、宗教団体であることを証する書類として、その一覧の添付を求め、適切な方法により確認すること。

なお、信者の数については、宗教団体としての実体の確認の観点から審査すること。

宗教団体としての実体について、次の事務運営、経理及び財産の状況について調査し、確認すること。

ア 宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意志決定方法、財産の管理等に関する規約の添付を求め、過去３年間程度これに従った運営がなされているかどうかを調査すること。

イ 宗教団体であることを証する書類として、過去３年間程度の収支予算書及び収支計算書の添付を求め、その真実性ととも、予算の執行が他と区別される独立した経済主体として行われているかどうかを調査すること。

ウ 宗教団体であることを証する書類として、財産目録の添付を求め、礼拝の施設に係る不動産などの財産が、他と分離独立した当該団体自身のものであるかどうかを調査すること。なお、団体の永続性についても検討すること。

法第２条第１号の団体については、現地において礼拝の施設を確認すること。

なお、礼拝の施設については、当該団体の特性及び慣習を考慮の上、公開性の確保についても検討すること。

法第２条第２号の団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査することにより確認すること。

当該団体の宗教活動以外の活動についても調査し、総合的に勘案して、当該団

体の主たる目的が宗教活動であることを確認すること。

- (3) 当該団体について、法令に違反し、公共の福祉を害する行為を行っていると思われる場合には、以下の点に特に留意しつつ、その疑いを解明するための調査を行う。

布教方法に、社会的に相当と認められる範囲を逸脱した詐欺的、脅迫的手段を用いていないか。

暴力的行為、反社会的な活動又は公序良俗に反する活動を行っていないか。

上記、などにより、礼拝の施設及び境内建物周辺の住民等と著しく対立していないか。

- (4) 当該団体が法第6条に規定する公益事業その他の事業を行うこととしている場合、次の点を審査する。

公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くこととなっていないかどうかを確認すること。

公益事業以外の事業については、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討すること。

- (5) 法第13条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

2 規則の変更の認証について

- (1) 法第27条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

なお、規則の変更の手續に関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任された者であることを要するから、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手續を調査する。

- (2) 新たに事業に関する規定を設けるための規則の変更については、1の(4)の観点から審査する。

- (3) 目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任経過等について十分な調査を行う。

3 合併及び任意解散の認証について

法第38条又は第45条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。